

---

# STOP!

# 労働災害



## 緊急対策実施中！

厚生労働省・愛媛労働局・今治労働基準監督署

---

# これ以上労働災害を発生させないために

今治労働基準監督署管内においては、令和6年8月末において、**3名**もの尊い命が労働の現場において失われています。これ以上の死亡及び重篤な労働災害は決して発生させてはいけません。労使をはじめ、関係者が一体となって下記の取組を徹底し、労働災害防止に努めてください。

今治署管内 死亡及び重篤な労働災害発生状況									
番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	死亡	1月 0時台	警備業	男	70	警備員	-	被災者は、一人で施設内の夜間警備中、機械警備の起動装置を起動させるため、施設内の通路を徒歩で移動していたところ転倒し、コンクリートの床に後頭部を打撲したものの、翌朝、施設の者が出勤した際に、倒れている被災者を発見し、搬送先の医療機関で死亡した。	転倒 通路
2	死亡	7月 17時	その他の建設業	男	51	潜水土	民間	沈没したガット船の油抜き作業のため、二人一組で潜水し油が保有されているクレーンポストまでの出入り口として、沈没船の外板（厚さ約10mm）に1m×1mの開口を設けるため酸素アーク溶断作業を水中で行っていたところ、突然爆発し、2名が被災（1名が死亡）したものの。	爆発 可燃性ガス
3	死亡	8月 14時台	造船業	男	51	作業員	-	造船所構内の船体ブロック上で、被災者が足場の資材運搬作業を行っていたところ、当該作業中に突然倒れたため救急搬送したが、翌日搬送先の病院で死亡したものの。	高温・低温の物との接触 高温・低温環境
4	死亡	7月 13時台	一般貨物自動車運送業	女	51	貨物自動車運転手	-	鉄工所の門型クレーンにてトラックへの荷の積み込み作業を行い、その後クレーン運転士が玉掛に使用していたスリングをクレーンにて荷から引き抜こうとしたところ、スリングが荷に引っかかり、積み込んでいた荷が荷台にいたトラック運転者の上に落下したものの。	飛来、落下 玉掛け用具
(件数は他署で計上) 他労働基準監督署管轄の事業場の労働者が当署管内の事業場で被災									
5	重篤	8月 15時	造船業	男	19	配管工	-	造船所の屋外の船体ブロック上で、研磨作業を行った労働者にかわり、被災者が研磨作業を行うため、使用していた可搬式ディスクグラインダーを受け取り起動スイッチを入れたところ、感電しその場に倒れたものの。	感電 研削盤・パフ盤

死亡及び重篤な労働災害発生状況の内容は未確定のものもあり、調査の進展とともに変更又は業務外と判明し削除される場合もあります

## 【労使をはじめ、関係者が一体となって取組を徹底し、労働災害防止に努めること】

### 取組事項

事業場のトップが「労働災害は絶対に起こさない」という意思表示を行い、率先して職場のパトロールを実施し、職場における安全衛生活動の総点検を行うこと

安全作業マニュアルや日々の作業がリスクアセスメントを踏まえたものとなっているか、これに基づき必要な安全対策や取組が行われているかについて確認すること

雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

